

○益田市立学校整備計画審議会規則

平成6年8月1日

益田市規則第1号

改正 平成25年3月28日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、益田市附属機関設置条例(平成25年益田市条例第13号)第3条の規定に基づき、益田市立学校整備計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第2条 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の再任)

第3条 委員は、再任されることができる。

(委員の解任)

第4条 委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、解任されるものとする。

(会長等)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会の議事を整理する。

4 副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事に当たり、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要であると認める場合には、参考人に意見を求め、又は関係者に対して資料の提出等を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会において行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日規則第22号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。